

# 次世代をはぐくむ特色ある地域社会の形成

(報告)

平成 18 年 7 月 31 日

第 29 期静岡県社会教育委員会

# 目 次

はじめに	1
1 次世代育成をめぐる今日状況と課題	2
(1) いま子育てに何が起きているのか	2
(2) 「実践へのアクセス」（社会参加）を広げる	3
(3) 子どもの力を「引き出す」	3
(4) 親世代の「社会参加」の疎外をみつめる	4
2 地域に「公（みんな）」をはぐくむ住民主導の実践とその課題	6
(1) まずは「地域」を知り、「地域」を語るところから	6
(2) 地域づくり実践を持続していく上での障壁と心構え	6
<活動していく上で、「障壁」を感じる点として語られた内容>	8
<持続する活動を行っていくための「心構え」として語られた内容>	9
(3) 中間支援的な役割の乏しさ	10
3 「次世代をはぐくむ地域社会の形成」に資する行政のあり方	11
(1) 地域委託型の地域教育事業をめぐる課題	11
(2) 地域との「協働」力を備えた社会教育行政へ	12

(3) 社会教育行政の「学習する組織」への転換	13
4 社会教育の計画化における参加を広げる	15
(1) 社会教育委員制度の活性化－社会教育委員の会議を共同学習の場－	15
ア 社会教育行政における住民参加制度の危機	15
イ 地域の声を代弁しうる社会教育委員へ	16
ウ 社会教育委員の会議に向き合う行政の姿勢	16
(2) 生涯学習計画の策定プロセスにおける参加を広げる	17
(3) 実践づくりをマス・メディアと共に	18
(4) 「参加しやすい社会」づくりに向けて	19
おわりに ー市民参画型社会にふさわしい行政を社会教育からー	21

#### 参考資料

・ 静岡県内市町社会教育委員にみる社会教育活動の「今後の課題」に関する意識調査結果	23
・ 第 29 期静岡県社会教育委員	29
・ 審議経過の概要	30

## はじめに

「次世代の育成」は、常に社会の中核的課題であったし、そのための努力は積み重ねられてきたはずである。にもかかわらず、思うような成果につながらない。むしろ、実態はその願いに逆行し、青少年の犯罪の質の凶悪化という最悪の事態を迎えている。

文部科学省があえて「子どもは社会の宝である。社会全体が責任をもって育てなければならない」と訴え、教育の基本に「生きる力」を据えた。国家の教育方針にことさら「生きる力」を据えなければならないとは異常事態である。それほど深刻なところにきている。

私たちが反省を迫られることは、そうした子どもたちの教育ないしは人格形成を、もっぱら学校の役割だと決めつけ、そこに任せきり、学校もそれを引き受けてきたことである。人の生活の舞台そのものである地域社会こそ、人が人としてはぐくまれる場であるという、当たり前のことを、私たちは再確認すべき時機に来ている。

地域社会を構成する要素は実に多彩である。生活者としての個々人もいれば、その個々人が働く企業も役所も、そして学校もその一員である。そうした社会の構成者が力を合わせ、次世代を健全にはぐくまなければならない。

いまこそ改めなければならない。青少年の人間形成の舞台としての地域社会とはいかなるものかを私たちは真剣に考え、行動しなければいけない。そして、そのような対話と行動を地域社会に生み出すことこそ、社会教育行政の主要な任務なのである。

平成 18 年 7 月

第 29 期静岡県社育教育委員会

## 1 次世代育成をめぐる今日的状況と課題

- ◎今日の「育ちにくさ」「育てにくさ」の本質は、「成熟社会の負の側面が、子どもたちや親から、社会性をはぐくむ条件を阻んでいる」ことにある。単に、子どもたちや親たちのモラルの欠如ということのみに落とし込んではいならない。
- ◎社会の成熟が「他者や社会とのつながり」を奪っている今日の事態を打開するキーワードは「社会参加」である。これからの社会教育は、「実践へのアクセス」の保障にこそ、こだわられなければならない。

### (1) いま子育てに何が起きているのか

近頃、私たちが目にする「親子の風景」には、かつての間尺からすれば違和感をおぼえる光景が少なくない。深夜営業するショッピングセンターで、夜遅く幼い子どもを伴ってショッピングや夕食を楽しむ若夫婦。ファミリーレストランで友人たちと会話に没頭し、席から離れて走り回る子どもの存在を忘れてしまう母親。公園のベンチで子どもと共にいながら、実は携帯メールのやりとりに没頭している大人たち。子連れの家族に、今までは見られなかった行動が目につく。

育児サークルに集まる親子の様子も様変わりしていると聞く。最近では、親子で参加しながら、子は子、親は親、と分かれてしまう光景も少なくないという。というのも、近頃では、子育てが始まったとたんに母親の人間関係がとぎれ、誰との会話もないまま我が子との関係だけに埋没しがちとなる。そのような、母親がため込む「母親自身が話を聞いてもらいたい」「自分の子育てがそれでよいのか、その不安を解消したい」「悩みを共有する人たちとつながり合いたい」という切実な思いが、このような変化を招いているのだろう。

このような、子育てをめぐる昨今の状況は、この間の社会の急激な変化と無関係ではない。ここ十数年で私たちの生活環境は、コンビニの定着に象徴される都市の24時間化、郊外型大型店舗の増加（地域商店街の崩壊）など、目に見えて大きく変貌し、そのことが生活時間の夜型化をはじめとしたライフスタイルの急激な変化を招いている。また、携帯電話・携帯メー

ル、Eメールといったコミュニケーション・ツールの急激な発展は、人と人、人と情報のつながり方を抜本から変容させてきた。

これら、他者や社会とつながる条件の変化（厳しさ）は、今日の社会に、新たな（子どもからすれば）育ちにくさ、（親からすれば）育てにくさを生み出してきている。そしてその歪みは、子育ての基盤である「家庭」に直に現れている。近頃、犯罪の低年齢化や子どもへの虐待など、家族間で憎しみ、殺し合うといった事件が後を断たないことは、このような社会の変貌と無関係ではない。

## **(2) 「実践へのアクセス」（社会参加）を広げる**

すなわち問題の本質は、「成熟社会の負の側面が、子どもたちや親から、社会性をはぐくむ条件を阻んでいる」ことにある。社会の成熟が奪ってきたもの、それは「他者や社会とのつながり」に他ならない。次世代育成をめぐる今日の問題は、単に、子どもたちや親たちのモラルの欠如ということのみに落とし込んではいられない。

この事態を打開するためには、この「成熟社会の負の側面」に立ち向かい、本当の意味での「公（みんな）」を創る動きを広げることから始められなければならない。行政も住民も、大人も子どもも、みんなで人間の本来のあり方を見つめ直す場、人間社会には最も重要であるはずの「生きたコミュニケーション」の場を、地域社会に多彩に創り出すことから始めることこそ、最も本質的な解決の手立てである。

キーワードは「社会参加」である。「学校の質を豊かにすることに参加する」こと、「地域を豊かにすることに参加する」こと、それを通じて多彩な人々との闊達な論議を経由することこそ、一人ひとりが輝きながら、これからの社会を支える存在に育っていくための強力な手法である。

その際、社会教育に求められるのは、住民の講座・学級へのアクセスの用意だけではない。問われるのは、市民性を獲得する上で最高の学びの場である「実践へのアクセス」をいかに保障するかである。

## **(3) 子どもの力を「引き出す」**

子どもをめぐる凶悪な事件の続発を受け、世間やマスコミからは、「子ど

もたちの教育や躰ができていない」といった声がよく聞こえてくる。子どもは未完成な人格であるから、大人社会が未熟な子どもをしっかりと躰けるべきという主張である。

子どもはこの世に生を受けてから日が浅いことは事実だが、それだから人間的に未熟だ、とはいえない。阪神や中越の震災時に寝たきりとなってしまったお年寄りへの積極的なケアを自主的に続けている少年たちなど、むしろ大人よりも、純粹にそうした活動に子どもたちが取り組んでいる事例もたびたび報告される場所である。そもそも、家庭生活においてはもちろんのこと、地域社会においても、「子ども」は、その存在それ自体が大きな意味をもつ。子どもが存在しているという、そのこと自体が、家庭や地域に大きな潤いを与えているということは、誰もが実感していることだろう。

「教育：education」という言葉も、子どもは未完成、未熟な存在ではなく、本来的に人間としての多くの力をもっているという考え方から、「引き出す」（ラテン語のエデュカーレ）という言葉が語源である。

私たち大人は果たして、子どもの力を引き出す手伝いができているのだろうか。それよりも、「教え込み」「躰ける」ことに気を割かれすぎではないだろうか。本来の力を引き出す手立ては、親や周囲の愛情に勝るものはないだろうが、現代はむしろ、大人のイメージする人格に合わせようと強制力を使うシーンが目立つ。その結果は、決して満足できる状態には行き着かない。

人々の社会への参画可能性を広げていくことは、これからの教育行政にとって不可欠な使命である。『子どもの権利条約』は、全ての子どもたちに保障されなければならない基本的人権として、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」に加えて「意見を表明する権利」の四本柱を掲げている。すでに国際的な視座からは確認されて久しいこの子どもの基本的人権を、私たちの足下でいかに具現化するかが、今厳しく問われている。

#### **(4) 親世代の「社会参加」の疎外をみつめる**

地域づくりや子育て支援については、今や国はもとより県、市町が独自の施策やプログラムを立ち上げ、それがホームページなどで紹介されてい

る、いわば“恵まれた”状況にある。でありながら、実際のアクセスに乏しい現状の背景にあるもの、それは、我が国の労働慣行、ジェンダー慣行である。

年次休暇や育児休業の未取得、長時間残業の慣行など、その実態は徐々に改善されつつあるといっても、まさに遅々たるものである。平成17年の全国調査によると、週平均の労働時間が49時間以上の男性は約40%、特に子育て世代の30代の男性は約50%という高い比率になっている。平成16年の静岡県の調査では、男性の育児休業について約35%の男性が「積極的に取るべきだ」と考えながら、実際は0.53%しか取っていない。

未だ日本社会は、職場優先の意識と、子育てを女性におしつける性別役割分業の意識が根強い。これでは地域に積極的に関わることなど不可能である。男女が共に子育てに関わることができる社会環境もほど遠い。その結果、女性、それも一部の献身的かつ犠牲的な参加によって地域活動や社会教育が支えられているのが実態ではないか。

「次世代をはぐくむ地域社会の形成」に本気で取り組むなら、この労働慣行の問題をはじめ、親世代の社会参加を阻んでいる問題にも本気で立ち向かわなければならない。

## 2 地域に「公（みんな）」をはぐくむ住民主導の実践とその課題

◎現代の地域社会に「無償の労働」を束ねて実践を駆動させ、活動を軌道に乗せるのは並大抵のことではない。個々人から意欲を引き出せるだけの行動力・説得力と魅力づくり、活動の理解者を地域に広げつつ、多様な参加のあり方を許容していく忍耐力など、非営利事業独自の課題がある。

### (1) まずは「地域」を知り、「地域」を語るところから

すでに静岡県内にも、地域社会で子どもたちが社会的な力を開拓しやすい環境づくりを目指す住民主導の動きが多彩に現れている。これら成果を上げている実践の多くに共通するのは、第一に、「地域を知る」こと、すなわち、地域に存在する様々なリソース（資源）をとらえる活動こそが基盤に据えられていることである。

地域には様々なリソースが潜在、点在している。例えば、公民館や公会堂、児童館、図書館、博物館や体育館、駅や道路、港や空港などの公共施設、寺や神社をはじめとした歴史的建造物、祭りの山車や自主防災会のポンプ車など地域で守り、活用しているもの、さらに海や山、川、動植物といった自然やそれぞれの風土など、多彩なリソースが存在している。また、自治会、婦人会、子ども会、祭り組織などといった地縁組織における活動や福祉団体、国際交流団体、スポーツ少年団、野外活動団体、環境活動団体、各種同好会やボランティアサークル、PTA、NPOなどといった人的ネットワークにおける活動。さらには、地域固有の文化歴史に基づく諸行事や、最近では地域通貨など、独自にはぐくまれてきた規範やネットワークなどもある。

第二に、実践を駆動させるために、家庭や学校、地域、行政、企業・商店などがそれぞれの立場を基本に、みつけ出された地域のリソースをどのように活かし、ターゲットである青少年にどのように提供していくのかを、お互いに十分語り合う機会を設けていることである。

### (2) 地域づくり実践を持続していく上での障壁と心構え

これらの取組を支えているのは、「対価が支払われない労働」である。

そのため、組織的な縛りは非常に緩い一方、リーダーには、地域の人々から関心や意欲を引き出せるだけの行動力・説得力と魅力づくり、多様な参加のあり方を許容していく忍耐力など、多くの力量が求められる。

さらに、実際に地域で活動する上では、地域のさまざまな人間関係に「筋を通す」といった手続きも大事となる。そのためには、地域の人間関係を見定めながら、時には地域の有力者との関係の持ち方に苦心したり、時には反対意見も認めながら、その中で粘り強く議論を重ねていくことも求められる。コア・メンバーには、その難しさと大切さを実感し、取り組み抜く意欲と力量が不可欠であるし、当然のことながら、事前準備や運営などといった、実務のマネジメント能力なども問われる。

参考までに、以下は、実際に地域を舞台にさまざまな実践を仕掛けている方々が、活動を生み出し持続する上で、「障壁」と感じる点として語られた内容と、その中で、導き出した「心構え」の一例である。

## <活動していく上で、「障壁」を感じる点として語られた内容>

### ①（行政）

- ・部課局による組織のタテ割の弊害（予算編成・人員配置の硬直化）
- ・閉鎖的、排他的で既存事業に重点を置いた運営（組織全体の硬直化）
- ・「行政運営の効率化」の名のもとに行われる必要予算削減と優秀な人材の配置換え
- ・教育委員会内での学校教育組織と社会教育組織の協力体制の貧弱さ

### ②（学校）

- ・「開かれた学校づくり」を掲げていても地域と関わろうとしない組織体質
- ・教育委員会と保護者の板挟みで新たな試みに手を出せない実情
- ・教職員に、一歩職場を離れると地域人であるという意識が乏しい。（社会とのつながりが薄い、地域の条理についての理解が乏しい）
- ・勤務時間外などの教職員の保障問題や、施設利用における防犯問題

### ③（地域の団体）

- ・婦人会、子ども会などの組織は、組織的に崩壊寸前のところもある。（地域に関わろうとしない若い世代の親）
- ・自治会組織の高齢化・硬直化・権利化（一部の利害関係者の組織になっている）
- ・関係組織との調整不足（行政に文句は言うが、自ら行動は起こさない）
- ・新しい住民サービスの担い手であるNPO等への理解不足

### ④（企業・商店）

- ・地域や行政、学校の問題点を把握していない。（地域や行政、学校の情報発信不足）
- ・地域や行政、学校との協働・連携に消極的（敷居が高い）

### ⑤（家庭）

- ・地域行事に関わらない。（共働き世帯が多い、他人に干渉されたくない）
- ・本来家庭で行われるべき子どもの躾が学校任せになっている。
- ・子どもに無関心で親本人の自由や快樂が重視されている家庭生活（夜中の飲食店に子ども連れで来店したり、子どもを置き去りにして遊技を楽しむ親）

### <持続する活動を行っていくための「心構え」として語られた内容>

- ・常に忘れてはならないことは、「楽しむ」ことと「遊び心」をもつこと
  - ・自分たちのペースやスタンスで無理せず、地道に続けることが大切、規模より内容
  - ・自分は地域で「誰に対して・誰と・いつ・どこで・何ができるか」を明確にする。
  - ・1人で全部抱え込まないで良き理解者にどんどん相談、協力を要請する。
  - ・予算ありきではなく、まずは企画や内容。カネを出す前に知恵を出す。
  - ・地域のソフトとハードを積極的に取り入れ今までと違う形で表現することに慣れる。
  - ・活動に関係する者の年齢・性別や肩書きにとらわれず常に対等で評価し合う。
  - ・企画運営は、協働・連携を視野に入れたプロジェクトチーム制でスリムに効率よく
- 
- ・【ヒト】「組織」は、一人ひとりの能力が集約され発揮されて、初めて活きてくるので二の次。まずは、一人ひとりの「地域力」を高めるために地域の色々なところ、行事へ参加して人的ネットワークを広げる。地域に自分を売り込み、情報を得る。
  - ・【モノ】まずは身近なことを題材に、先進事例をどんどんまねして、自分流にアレンジする。地域の財産・場所も含めて新しいものと伝統的なものを融合させる。
  - ・【カネ】補助金等はあてにしない。「補助金ありき」では、それが切れたとき、活動が持続できなくなってしまう。総合的に営業力・交渉力・マネジメント能力を磨く。
  - ・【情報】情報受発信のポイントは「マスコミ」と「ロコミ」、効果的に使って情報を一人歩きさせる。情報受発信により、第三者の評価が得られたり、次につながる改善点を早く発見することができる。
  - ・【連携】地域、学校、企業・商店などの組織や組織内の部課に執着することなく、垣根を越え、ヒト・モノ・カネ・情報の連携をする。

### (3) 中間支援的な役割の乏しさ

このような活動を進める団体の中には、後継者の育成の難しさ、活動自体のマンネリ化、専門的な人材の確保の難しさ、運営事業資金の捻出の難しさなど、問題を抱えている団体も少なくない。さらには、多くの厳しい条件下で活動を進めるリーダー、コア・メンバーが、地域で孤立しがちな状況もみられる。

その中では、それぞれの活動を尊重しつつもネットワークを図り、適切な情報提供を行い、活動の発展を支援する、いわば「中間支援的」な仕組みをいかに構築するかが課題となる。

このようなコーディネーター役を、社会教育主事など行政の職員が果たしていることも多いが、その内容が社会教育行政との関係が深い団体との連絡調整に限定されていることが多く、地域内でのきめ細かい連携や協働の仕組みの構築まではなかなか届いていない。社会体育、学童保育、子育てなど、テーマからすればつながってしかるべきである「横」のネットワーク形成は決して十分ではない。

地域活動の協働を生み出す中間支援的な機能とは、地域活動を担う人材の育成であったり、各団体、機関の調整役であったり、行政—住民—NPO—企業などをそれぞれにつなぐ役割である。社会のグローバル化、ボーダーレス化が進行している今日、地域社会の疲弊を食い止めるためにも、今後、中間支援的な機能をもつ団体や機関の存在が不可欠となる。県でもこうした機能の重要性を認識し、さらに育成していく措置を望みたい。

### 3 「次世代をはぐくむ地域社会の形成」に資する行政のあり方

- ◎地域主導の実践に行政が向かい合う上で求められるのは、「上から出されたプランをそつなくこなす力」ではない。「住民のニーズに応じて行政を使う力」である。そこでは、地域の必要に応じて、行政内部の縦割りを超えていく力も試される。
- ◎地域実践に寄り添う社会教育行政こそが「考え、学習する組織」に転換することが求められる。「短期間のジョブローテーションの間、前年踏襲型の事業をそつなくこなす」のではなく、「中期、長期的展望にたち、既存事業の成果と課題をみつめつつ、事業の質をバージョンアップさせ、経験知を職場にたくわえていく」職場体質の獲得こそが課題である。

#### (1) 地域委託型の地域教育事業をめぐる課題

以上のような住民主導の取組の広がりを受けて、近年では、公共事業の計画主体を地域に委ねる施策が広がっている。学区などを単位にネットワークを作らせ、その組織を受け皿に大口の財源を三年程度に限定して投資する、文部科学省「地域子ども教室推進事業」などはその典型である。

このような事業の創設は、住民がそれを活用することにより、豊かな実践を創造することを期待するものであり、事実、静岡県内の動向をみても、本事業が地域にとって何らかの起爆剤となっている取組も少なくない。

しかし、この事業については、①外部資金を獲得し、それを円滑に運営しうる組織的力量を備えた団体がそれほど育っていないと思われること、②合併前後の市町村からすれば、新規事業に取り組むだけの余力に乏しいこと、③地域レベルでの新たな仕組みを創ろうとしても、三年間という時限つき事業であるため、国の委託金がなくなった段階での事業継続が困難だと思われること、④放課後児童クラブなど既存の地域事業の運営に悪影響を与えかねないこと、⑤子どもたちの実際の声やその置かれている状況に正面から向き合う大人の姿勢を含めた、真の居場所をみつめ直す議論が十分なされた上での事業実施となりにくいことなど、さまざまな課題をはらんでいることは、すでに28期報告で指摘されてきたところである。

この種の事業委託の最大の弱点は、「行政がしてほしい事業を住民にし

てもらおう」という性格の事業でありながら、行政の関わりは「組織の立ち上げ支援」に限定されており、「その後は自立してもらおう」ということを地域に要求している点にある。

しかも、このような考え方に基づく事業の場合、その事業評価は「生み出された事業の数」に焦点化されてしまい、それによって地域住民の「実践へのアクセス」がいかに広げられているかといった最も大事なポイントや、助成金が切れた後の展望などは二の次にされがちである。

住民主体の地域活動は、あくまで、自らが大事だと思う事業を創造するために生まれるところに意味がある。もし仮に、それらを「行政の下請け」であるかのように位置づけるとするならば、健全な市民社会の形成を疎外しかねない。

「行政がやってほしいことをやらず」のではなく、むしろ、行政では展開し得ないような「公共事業」「公共空間」を創り出している団体に、「彼らがやりたいことをもっと展開してもらおう」という意味での助成や、行政との協働こそ、「求めに応じる」原則に基づく社会教育の本旨とも合致するし、講じられてしかるべきではないだろうか。

さらに、このような地域主体の善意の取組を持続するためには、無理のない緩やかな仕組みづくりに加え、成果の公開・評価（表彰）や、交流の機会づくりなど、活動に張り合いを感じやすい仕掛けづくりがより多彩に講じられてしかるべきである。

## **(2) 地域との「協働」力を備えた社会教育行政へ**

「子どもの居場所を地域にはぐくむ」という取組は、それが本質的であればあるほど、地域内部における利害や価値観の対立、行政と地域との対立が現れる。そこで大事なものは、そのような対立こそ議論のきっかけとして受け止め、課題の当事者と関係者、そして解決に向けて動き出した人々、そして行政自身が、地域でつながり、共に学び、お互いが問題解決力を獲得する契機とすることである。そのような行動を行政がとるにあたっては、以下のような姿勢が求められよう。

第一に、地域住民が地域社会の質を高めようと動き出した時に、その動きとパートナーシップを組める姿勢をもつことが必須である。市民参画型

社会の行政に求められるのは、行政が自ら一方的に決めた役割に限定した「支援」を行うのではなく、市民と同じ目線に立ち、共に議論し、知恵と力を出し合いながら「協働」しうる構えである。自らの情報をできるだけ開示しながら「共にゆらぎ、共に考え、共に行動する」姿勢である。

第二に、地域の必要に応じて、行政内部の縦割りを超えていく力が試される。2にもあるように、地域実践を健全に広げるためには、職務分掌を越境して、多彩な部局、人と人をつなげることが不可欠である。エリアを共有しながらも縦割りでつながりきれていない公的施設や公務労働者が、課題に応じて連携しやすい環境をいかに導くかという課題は、住民の力だけでは克服しがたい課題である。

すなわち、これからの行政に求められるのは、「上から出されたプランをそつなくこなす力」ではない。「住民のニーズに応じて行政を使う力」である。そのような認識をもとに、地域に応じたアクションが導き出されやすい予算計画、職員計画、施設計画、研修計画でなければならない。

### **(3) 社会教育行政の「学習する組織」への転換**

以上のような体質を獲得しつつ、これからの社会教育行政には、以下のような踏み込みや配慮が期待されている。

一つには、より困難な立場にいる人びとへの学習保障への踏み込みである。今日の地域社会では、ホームレス、児童虐待や介護に悩む家族、言葉と生活習慣の違いに悩む外国籍労働者とその家族など、困難を抱えて暮らす人びとは確実に広がっている。彼らが「自らの決定で自らの生き方を切り開くことができる力」や「社会や人とつながる力」を獲得できる社会を創りあげることが喫緊の課題である。市町社会教育行政のロールモデルである県社会教育行政は、新たな課題に対して先駆的、開拓的に取り組んでいただきたい。

二つには、開かれた学校づくりと、住民主導の次世代育成の仕組みづくりとを連動させるという課題である。それには、学校教育行政と社会教育行政との、お互いの守備範囲を超えて、「子どもの社会参画」をいかに広げるかという点も踏まえられた、本質的な対話が不可欠である。それを進める上で、県学校教育行政と隣接した関係にある県社会教育行政が果たせ

ることは少なくない。

三つには、県内市町の社会教育行政の力を総体として高めていく役割である。市町村合併の進展などに伴い、県内の市町の社会教育行政は近年、大きくその水準を低下させ、さらに揺らいでいる。その中で、自治体は異なれども社会教育の仕事に取り組む方々のネットワーク化や、職員の資質・能力の向上を促す研修プログラムの開発は、喫緊の課題である。

四つには、行政改革への毅然とした対応である。合併においては仕組みの一元化がインスタントに進められる傾向も一部にあるが、時間と手間と忍耐をかけてはぐくまれてきた「公共性」の芽が、単に一つの自治体になったという理由から、狭い解釈の「公平性」を根拠に摘まれてしまいかねない。また、社会教育施設への指定管理者制度の導入についても、経費削減、職員削減の観点から、きちんとした議論をくぐらせずに導入を目指す事例も現れている。その中で県社会教育行政には、「市町との役割分担論」に安易に陥ることなく、市町の社会教育行政にとっては規範的立場にあることを自覚し、規範となるべき組織のあり方を、身をもって示していただきたい。

以上のような踏み込みを実現するためには、社会教育行政こそが「考え、学習する組織」になることが前提である。「短期間のジョブローテーションの間、前年踏襲型の事業をそつなくこなす」のではなく、「中期、長期的展望に立ち、既存事業の成果と課題をみつめつつ、事業の質をバージョンアップさせ、経験知を職場にたくわえていく」、そのような職場体質を、まずは先陣を切って獲得していただきたい。そのためには、住民との対話や協働にいかに向き合うかも厳しく問われることになる。

#### 4 社会教育の計画化における参加を広げる

- ◎市町村合併によって総数が激減し、広域化によって地域を代弁することの難しさが広がる社会教育委員制度だが、行政と住民との協議や協働の広がり求められる今日、むしろその機能は強化される必要がある。各委員がその役割を発揮しやすい条件づくりが講じられなければならない。
- ◎生涯学習・社会教育の計画化において最も大事なものは、その策定プロセスにおける住民参加、行政他部局との連携、その中での実質的議論である。そのことこそ、行政職員と住民、双方の力量形成の最も強力な手法である。
- ◎社会教育への世間的認知が、その重要性に反して極めて乏しい今日の状況からすれば、社会教育のパートナーに、積極的にマス・メディアを位置づけることが肝要である。
- ◎親世代の社会参加を阻んでいるものの本質は、日本の労働慣行、そして、社会保障の弱さである。これからの社会教育行政には、「非労働の領域」のみを守備範囲とするのではなく、社会参加を阻んでいる労働世界への踏み込みや、社会保障のあり方を問い直しうる市民的力量への支援も求められる。

#### (1) 社会教育委員制度の活性化－社会教育委員の会議を共同学習の場－

##### ア 社会教育行政における住民参加制度の危機

社会教育行政には、施策に地域住民の声を反映するための制度として、社会教育委員制度や、各施設においては審議会制度が用意されている。住民参加の中にそれぞれの地域に求められる施策を官民共同で創り出し、実働させることが求められる現在、住民参加制度の重要性はさらに高まっている。

しかし、このたび行った県内各市町の社会教育委員を対象に実施したアンケート調査の結果では、現実には、社会教育委員の会議の活動実態は、当該市町の生涯学習や社会教育の振興方策に具体的な答申・提言を行っているところもあれば、団体への補助金交付に関することなど最小限の役割に限定されているところもあり、その活動は自治体によって大きな差があ

る。そしてアンケートには、そのことについて疑問視する声や、本来の役割を何とかして果たしたいという意見も、数多く寄せられた。

さらに近年は、急激な市町村合併によって自治体数が大幅に減少したことに伴い、社会教育委員の会議も機械的に統合され、全県内における社会教育委員の総数は、大幅に減少する事態にある。総数が激減し、合併・広域化によって地域を代弁することの難しさが広がる中、社会教育委員にはこれまで以上の努力が求められるだろうし、そのため行政には、その役割を各人が発揮しやすいような十分な構えがなければならない。

## **イ 地域の声を代弁しうる社会教育委員へ**

社会教育委員に求められていること、それは、地域（住民）のニーズをいかに吸い上げ、それを行政に的確に伝えるか、ということである。そのことによって、行政施策をそれぞれの地域に即した住民に受け入れられる内容にもっていくことこそ、社会教育委員の使命である。社会教育法においても社会教育委員の役割に「社会教育に関する諸計画の立案等を行うために必要な研究調査を行うこと」が含められているのは、的確な地域把握が求められている所以である。一部にみられる名誉職的な考え方や、机上で空論を唱えているだけでは、本来期待されている職務を遂行できないばかりか、地域住民の理解を得ることすらできない。

社会教育委員が、地域の声をきちんと代弁するには、①地域における諸施設や諸活動の視察研修、②地域住民の意識確認のためのアンケート調査等による実態把握、③各種社会教育団体との連携、ネットワークづくり、④地域懇談会の開催、⑤広報誌を利用した住民への情報提供、社会教育の行政施策等を地域住民に知らせる広報活動など、多彩なやり方がある。ともかく、社会教育委員の存在を地域住民のより身近にもっていくことが必要である。

## **ウ 社会教育委員の会議に向き合う行政の姿勢**

社会教育委員制度がきちんと機能するためには、それを支える事務局の姿勢が極めて重要である。

第一に大事なものは、行政が、社会教育委員の会議を「当該市町の施策の

あり方を協議する場」としてきちんと位置づけることである。各市町が、社会教育に関する課題や問題点を社会教育委員の会議に「諮問」し、委員は議論を経て「答申・具申」という方法、委員の会議が独自に議論し、行政に「具申」をする方法など多々ある。まずは当該市町が、社会教育委員の会議を「政策協議の場」として位置づけることが大事である。

第二に、委員に対する情報公開の徹底である。上述のような議論を展開するためには、各委員は、地域における社会教育の現状や、現在、社会教育行政が抱える問題点・課題について、十分に理解することが不可欠である。そのために、行政は社会教育委員に対して、積極的に情報提供を行い、必要に応じて関係部課との情報交換や研修会等を行うなど、十分な情報提供、学習機会の提供がなされなければならない。

第三に、委員を地域に埋没させず、できるだけ外の風当てていく工夫が求められよう。新旧委員の交流の場づくり、県内に限定されない他市町との交流、委員に地域に対して発言する機会を用意するなど、委員が視野を広げ、モチベーションを高められるような取組も求められよう。

第四に、以上のような取組を可能にするためには、行政自身が、社会教育や住民参加の意義をきちんと理解するということが不可欠である。先述した、社会教育委員の会議のあり方における自治体による温度差や、一部の自治体にみられる制度の「形式」化は、各市町が社会教育行政の重要性や、そこにおける住民参加の意義をどのように理解しているかに由来している。この点については県の取組に期待する点大きい。

## **(2) 生涯学習計画の策定プロセスにおける参加を広げる**

近年では、生涯学習大綱ないしは生涯学習計画においても、市町村合併に応じて、一本化した新大綱、新計画の策定を目指す自治体が現れている。しかし、その中には、一部の担当職員のみで引き受けて短期間で策定されたり、実態としては業者や学識経験者などに丸投げされたかたちでの策定であったりと、それぞれの地域・自治体の教育・学習の諸条件や住民要求が必ずしも反映されていないものが少なくない。

生涯学習・社会教育の計画化において最も大事なものは、その策定プロセスにおける住民参加、そして行政他部局との連携、その中での実質的議論

である。

なぜなら、一つには、そうでなければ今日に通用する生涯学習計画は導き出せないからである。現状の行政主導型には限界がある。これからの時代の社会教育・生涯学習の環境整備においては、行政と住民の協働型、あるいは、住民主導型を基本に考えていく必要がある。そこでは、住民が自らの学習の場を自らが作り出す努力こそ核に据えられなければならない。そして、それに応じた行政の関わり方は、関連部局全体で検討されなければ導き出せない。

二つには、計画策定への参画こそ、（社会教育）行政職員と住民の主体形成、力量形成の最も強力な手法であるからである。計画化への主体的な参加・参画プロセスが、同時に行政職員にとっても、住民にとっても「協働の作法」を獲得する学習過程であるという認識が貫かれなければならない。

三つには、計画策定は、地域ネットワークの形成の契機になりうる。共に計画を策定するという経験が地域に人と人、団体と団体をつないでいくという効果を期待しない手はない。それぞれの地域には様々な団体が点在しているながら、それらが有機的につながり得ない今日の地域の実態に鑑みれば、このことに取り組む意義は極めて大きい。

そして、これらの多彩なアクターを共同学習に束ねる力を発揮し、その学習が意味あるものになるだけの情報提供やコーディネートを行う力をもつ部局こそ、社会教育行政である。その際、既存の社会教育委員制度や審議会制度などでの議論の蓄積がきちんとつなげられることは大前提である。

### **(3) 実践づくりをマス・メディアと共に**

これからの地域教育実践を展望する上では、多彩な専門的職業人など、あらゆる人材、機関と手をつなぎ、その力を社会のために生かしていくことの大切さを世に問うていくべきだろう。

とりわけ、新聞、テレビ、雑誌などといった、マス・メディアへの期待は大きい。マス・メディアは、人々の認知と参加をつくる上で、圧倒的な力をもっている。

マス・メディアとの協働をめぐっては、個人情報やプライバシー保護への配慮から一種の警戒感があるかもしれない。しかし、マス・メディアも地域社会を構成する一員であり、そこで情報を扱う者も子どもたちの親である。むしろ地域教育実践の機会には、積極的に参加すべき立場でもあるはずだ。なによりも、議論や活動の場において、人材やノウハウ、蓄積された情報量、その迅速にして広範な訴求力など、マス・メディアの力は強力な支援となるはずである。

各地の地域実践の記録・情報提供を行う上でも、マス・メディアがもつノウハウに期待しない手はない。メディア報道は、評価が難しい社会教育事業の外部評価にもなりうる。また、記録化された資料や映像は、社会教育行政担当者や市民が、様々な活動について学ぶ教材としても有効なものとなろう。

厳しい環境変化の中で、マス・メディアもその本質を問い直す気運が高まっている時、社会教育に関わっていくことは、マス・メディア側にも意義深いことと思われる。行政、メディア、市民の三者による協議と行動の場の結成を提唱する。

#### **(4) 「参加しやすい社会」づくりに向けて**

すでに触れたように、日本の労働慣行、ジェンダー慣行の中でつくられた職場優先の意識、性別役割分担意識が未だ根強い今日では、地域活動も子育て休業も、最近新たに加わった介護休暇も、権利というより、重い責任や罪悪感を伴う。それを取るには職場の仲間たちに“気がね”をしなければならない。この“気がね社会”からいかに脱出するかが鍵である。

例えばオランダでは、フルタイム労働とパートタイム労働との差別を撤廃した「労働時間調整法」の制定とワークシェアリングの導入で、育児、疾病ケア、高齢者ケア、自分自身の身体ケアなど、人生の多様な局面に合わせた働き方を可能にしているという。そこまでいかなくても、地域活動や社会活動に参加する時、背中に“いわれなき偏見”を感じないですむような就労環境をつくりあげなければならない。それは国の政策改善を待たなくても、地方で、あるいは企業で、職場でやればできる。

そのためには、企業や職場の事業主や労働者に対してセミナーの開催を

求めたり、そうした改善と取り組んでいる職場の顕彰や実績報告会などをどしどし進めることだ。そうした取組に、行政は財政的投入を惜しんではならない。そのための意識の啓発と改善策の策定に労働者組織も真剣に取り組むべきだ。

温かさに満ちた全参加型社会の実現こそ国民として目指すべき方向ではないか。そのための新しいルールを、自分たちから、静岡から、誕生させることに向けて意識を整えるべき時にある。

## おわりに ー市民参画型社会にふさわしい行政を社会教育からー

一般に、社会教育委員の会議における議論の対象は「社会教育の事業・施策」である。すなわち、当該地域の実態と課題を検証しつつ、それをもとに既存の事業を振り返り、よりふさわしい事業や施策を検討するというのが、各地での社会教育委員の会議における一般的な議論のスタイルであろう。

しかし近年は、事業や施策の基盤である社会教育行政・制度が、根本から揺らいでいる。そのため第28期社会教育委員会は、事業を支える体制そのものをめぐる問題に踏み込んだ議論を行った。「行政機構のあり方をめぐる議論を住民参加制度の中で行う」という取組は、全国的にみても前例が乏しい状況ではあったが、社会教育行政それ自体が大きく切り崩されようとしている今日において、この問題を官民が共に議論することは、避けて通れないことであった。

これを受けての第29期社会教育委員会においても、「次世代をはぐくむ地域社会の形成」というテーマに基づきながら、28期の課題認識を継承し、このテーマを追求しうる県社会教育行政のもつべき力量と姿勢をめぐって議論した。

ここでは我々は、「子ども」や「親」の社会性獲得の鍵を「参加」に据えて議論したが、このことは、「行政」にこそ当てはまることである。市民や企業など、様々な外部団体と協力関係を広げることが不可欠なこれから時代において、市民に通用する社会性を獲得していくことは、行政自身にこそ課せられた課題である。

社会教育行政は、住民からすれば「行政との接点」であるが、行政からすれば「周辺」であった。そして、一部の自治体にはこれを非常に軽視する向きもあった。しかし、これからの市民参画型社会においては、まさにこの住民と行政との接点部分こそが自治体経営の要である。それを大事にできない自治体が、これからの社会において、住民からの支持や協力を得られるわけではない。であるにもかかわらず、実際の社会教育行政の人的、財政的水準は、みるみる低められているのが現状である。

しかし、この危機の時代、揺らぎの大きい時こそ、新しい時代に通用する

仕組みを創り出す契機とすべきである。「次世代をはぐくむ地域社会の形成」をめぐって地域で住民と行政が対等に論じ、行動することは、これからの時代に通用する社会教育行政、教育行政、自治体、究極には、これからの公共を創り出す、最も強力な手法である。

## 静岡県内市町社会教育委員にみる 社会教育活動の「今後の課題」に関する意識調査結果

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

第29期静岡県社会教育委員会(委員長:石井山竜平東北大学助教授)は、市町村合併による広域化や少子高齢化など地域社会が大きく変化する中、市町社会教育委員の社会教育活動の「今後の課題」に関する意識を把握し、今後の県の社会教育のあり方を検討する際の基礎資料とするため、本調査を実施した。

#### (2) 調査方法・調査対象

各市町教育委員会の協力の下、静岡県内42市町の社会教育委員567人を対象に回答を依頼した。

#### (3) 調査時期

平成18年4月11日～5月9日

#### (4) 回答数

35市町330人から回答を得た。

#### (5) 調査内容

以下の質問について自由記述で回答を依頼した。

- ① 社会教育委員として、貴自治体における最も重要な「地域社会の課題」は何だと思えますか？(例:少子化・過疎化など)
- ② 社会教育委員として、貴自治体がとくに力を入れるべき社会教育活動は何だと思えますか？
- ③ また、それを展開する上での課題や問題点は何でしょうか？
- ④ 社会教育委員の視点から、貴自治体における社会教育活動をより豊かなものとするため、社会教育委員(会)や社会教育行政は今後、何をすべきだと思えますか？
- ⑤ 社会教育委員の視点から、社会教育活動を「学校」との協働を進めていく上での重要事項や重点的取り組みは何だと思えますか？
- ⑥ その他、貴自治体における社会教育活動をより豊かなものとするための具体的御提案・御意見をお聞かせください(例:社会教育委員の選出方法・社会教育委員会の会議のあり方など)

## 2 回答の概要

### (1) 当該市町における最も重要な「地域社会の課題」

社会教育委員の視点からみた「地域社会の課題」としてあげられたのは、大きく分類すると以下のようであった。

- ア 「地域社会」の再構築
- イ 安全かつ安心できる地域社会づくり
- ウ 少子社会や高齢社会に対する対応
- エ 若者文化への適切な対応
- オ 過疎化対策や経済沈滞化への対応

#### ア 「地域社会」の再構築

社会教育活動の基盤としての地域社会が現時点でかかえる課題に関する代表的な回答の一つが、「平成の大合併」後に生み出された「新たな市や町」における「地域社会（コミュニティ）」の再構築を指摘するものであった。

今回得られたそれを実現するための提案としては、「地域社会帰属意識の形成や醸成」「地域社会参加機会の増加」「地域社会間格差の是正」「地域教育力の充実」などが代表的であった。

#### イ 安全かつ安心できる地域社会づくり

交通事故や自然災害に対する防止策という意味にとどめず、近年頻発している子どもたちが犠牲者となる事故や事件や犯罪の発生を未然に食い止める役割機能や責任を、地域社会がより一層強化すべきであるということなどを指摘するものであった。

#### ウ 少子社会や高齢社会に対する対応

回答者の多くがこの「少子社会」問題と「高齢社会」問題を、地域社会の重要な課題として指摘していた。それに対応するための提案として、「出産前教育／子育て教育の充実」「中・高校生に対する子育て教育の実施」「シルバー人材センターの拡充」「高齢者スポーツ機会の増加」などがみられた。

#### エ 若者文化への適切な対応

「フリーター」や「ニート」、「公衆道徳観念の薄れ」や「読書離れ」等に代表される現代的な若者文化（精神構造）に対する何らかの対応を、地域社会の課題としてあげる回答者が少なくなかった。

#### オ 過疎化対策や経済沈滞化への対応

過疎化に歯止めをかけるための「公営住宅の増棟」、経済沈滞化対策としての「村おこし・町おこし」等、「魅力と活気にあふれる地域（社会）」

づくり」に関する問題提起は少なくなかった。「魅力的な地域社会づくり」という課題については、公共施設（設備）などのハードウェア的側面に限定されないソフトウェア（地域的行事など）やヒューマンウェア（人間関係など）における社会教育活動の関与を強調する回答が目立っていた。

## (2) とくに力を入れるべき社会教育活動

社会教育委員の視点でみた「とくに力を入れるべき社会教育活動」としてあげられたのは、「地域（社会）の教育力の向上」、「家庭の教育力の向上」に注目する以下が代表的であった。

- ア 青少年の健全育成
- イ 地域社会におけるリーダーの養成および人的教育資源の活用
- ウ 父母（親）の教育活動としての「子育て支援」

### ア 青少年の健全育成

多くの回答者たちは、社会教育活動の第一の目的を、家庭や学校以外の場における青少年の健全育成であるととらえており、「世代間交流の場や機会の提供」「読書活動への地域的取り組み」「郷土愛の醸成（のための郷土芸能の稽古）」など、青少年健全育成のためのより具体的な諸提案があげられていた。

### イ 地域社会におけるリーダーの養成および人的教育資源の活用

上記「青少年の健全育成」を実現させるためには、また、地域社会そのものを成熟させるための条件として、「地域社会の運営を先導すべきリーダー的人材の確保」が必要不可欠であると指摘していた。

その一方において、最優先されるべき社会教育活動として「地域社会に散在する人的教育資源の活用（有効利用）」という指摘も多かった。地域には、何らかの教育的機能や役割を果たしうる多種多様な人的資源が豊富に存在している。社会教育活動の重要な領域は、そのような貴重な資源の発掘（情報の収集や整理）と広報（情報の提供）やネットワーク化にあるという指摘もあった。

### ウ 父母（親）の教育活動としての「子育て支援」

これは、従来型のとりわけ若い父母たちに対する「(子どもを) 預かってあげる・何かをしてあげる」を基調とした子育て支援ではなく、むしろ、「(両) 親教育・保護者に育て上げる教育」という意味での「子育て支援」を指摘するものであった。

### (3) (2)を展開する上での課題や問題点

上記(2)で提示された社会教育活動を展開する上で、課題や問題点として回答者たちに認識されている代表的なものは以下の通りであった。

- ア 行政組織の縦割的構造と専門職員の不足
- イ 社会教育予算および活用可能な人材の不足
- ウ 民間社会教育団体の成長不足と活用努力の不足
- エ 社会教育に関する一般的興味関心の低さと理解不足

#### ア 行政組織の縦割的構造と専門職員の不足

広範な内容とネットワークを有すべき社会教育活動の展開や推進に、「従来型の行政組織では対応しきれないのではないか」という懸念を呈する発言が少なくなかった。より豊かな社会教育活動を実現するためには、単なる一つの課や部局による単独活動では不十分であり、それを実現させるためには縦割的行政組織ではなく、何よりもまず、関連する複数のセクションが横断的に協働する必要性があることを指摘していた。

また、頻繁に行われる異動による「慢性的な専門職員（専門的な知識・教養・技術・技能を有する職員）の不足」もあげられた。社会教育行政には、それ相応の資質能力を有した専門職員が確保され、ある程度の長期的展望と計画の中で育てられるべきだという指摘である。

#### イ 社会教育予算および活用可能な人材の不足

社会教育活動は、内容領域が極めて広範であることが特徴であるが、その広範性ゆえ、予算要求上に一種の曖昧さを生み、その不足という状況を生じさせているという指摘である。

また、地域社会の中で活用可能なせつかくの人的教育資源を発見し発掘できたところで、彼らの効率的な活用を実現するための十分な予算措置がとられなければ、当然そこには慢性的な人材不足を招くことになるとの指摘もみられた。

#### ウ 民間社会教育団体の成長不足と活用努力の不足

社会教育活動には、それと関わる既存の行政組織だけではなく、NPO（法人）や各種の任意団体が関与する場合が少なくないが、そのような団体をまとめあげるリーダーや後継者の不足、そして、そのような団体を有効かつ効率的に活用しきれていない行政組織の努力不足を指摘していた。

#### エ 社会教育に関する一般的興味関心の低さと理解不足

「市民主体の取組が少ない」「住民の社会教育に対する興味関心度が低い」「若い世代の参加が少ない」「社会全体として人づき合いを避ける傾

向にある」「世話役やリーダー役に就きたがらない人が増えた」等を指摘する（嘆く）声が、少なくなかった。社会教育活動についてのより積極的で効果的な情報宣伝活動、あるいは、より適切な広報活動を企画し展開することによって、今後、地域住民の理解は徐々に高めていけるのではないかとの指摘もみられた。

#### **(4) 社会教育委員（会）や社会教育行政の課題**

社会教育活動をより豊かなものとするために、実際に関わっている社会教育委員（会）や社会教育行政は何をなすべきかという問いには、以下のような回答があげられた。

##### **(社会教育委員／社会教育委員会の課題)**

- ア 社会教育委員としての資質能力向上を目的とする研修機会を増やす。
- イ 地域行事などへの積極的参加による地域社会の理解
- ウ 社会教育委員会の会議を増やすとともにそこでの議論を形骸化させない。
- エ 自分自身で「町づくりのリーダー役」「社会教育行政と地域住民とのパイプ役」を目指す。
- オ 社会教育活動に関係する諸団体や地域住民との積極的コミュニケーションとネットワークづくり
- カ 社会教育活動に関する発言や執筆などを積極的に行い社会教育委員（会）の社会的認知度のアップを図る。

##### **(社会教育行政の課題)**

- ア 地域住民の生涯学習ニーズを適切かつ詳細に把握する。  
例えば、「国や県の言いなりで動くべきではない」「ユーザー（地域住民）に対する『押し付け』的な態度を改めるべきである」「個々の地域社会に見合った社会教育活動の長期的展望や課題を明確化する」等の回答が目立った。
- イ 社会教育活動に関する諸情報の収集・整理・公開および積極的な提供活動
- ウ 民間関係諸団体の活動を詳細に知り効率的に活用する。
- エ 地域社会における社会教育活動の先導役やリーダーの発見と養成

#### **(5) 学校との連携や協働による社会教育活動の課題**

社会教育活動と学校（教育）活動の連携や協働を実現するための具体的課題としてあげられていた代表的回答は、およそ以下の通りであった。

- ア 子どもの教育をめぐる家庭・学校・地域社会三者間における関係およ

び各々の役割や責任の明確化

イ 「総合的な学習の時間」や「体験的学習活動」を展開する上での地域社会との効率的協働

上記アおよびイを実現させるための具体的方策の提案として、例えば、「学校との間で高頻度の話し合いの場を設定する」「地域社会の人的教育資源をゲストティーチャーとして積極的に登用する」「児童生徒たちを積極的に地域行事（防災訓練や運動会など）に参加させる」等があげられていた。

ウ 学校施設・設備の地域社会に対する積極的な開放

児童生徒数の減少により生じた学校の「空き教室」を、より積極的かつ使いやすいように社会教育活動のために開放したいという提案は、非常に多くの回答者から寄せられた。

エ 学校評議員制度の充実と活用

オ P T A（保護者会）や後援会などと地域社会との交流

## (6) 社会教育活動の充実に向けた具体的提案群

その他、社会教育活動の充実に向けた具体的提案を以下に列挙する。

ア 社会教育委員の公募制

イ 社会教育委員に定年制を導入する。

ウ いわゆる『充て職』委員をなくす。

エ 社会教育委員の定数を増やす。

オ 社会教育活動の実践経験を有するメンバーを中心に

カ 行政サイドからの説明を了承するだけの『受け身』的会議であってはならない。

キ 年に二・三回だけの形式的会議を開くだけでは意味がない。

ク 長期的な展望の下でキチンとした社会教育計画を作成すべきだ。

ケ 抽象論や理念・理想論で会議の時間をいたずらに消費するのではなく、もっと積極的に活発に、社会教育活動の具体的内容やそれを可能にするための方策を議論したい。

各社会教育委員たちの積極性や意気込みが伝わってくる内容であった。

第29期静岡県社会教育委員（任期：平成16年8月1日～平成18年7月31日）

	氏名	役職名等	備考
1	天野 忍	静岡県高等学校長協会 (静岡市立高等学校長)	任期 ～H18. 4. 27
	吉田 昌弘	静岡県高等学校長協会 (県立清水南高等学校長)	任期 H18. 4. 28～
2	石井山竜平	東北大学大学院教育学研究科助教授	委員長
3	植松 明義	静岡県PTA連絡協議会顧問	
4	大橋 徳久	NPO法人豊遊(フォーユー)理事長	
5	鎌田まり子	NPO静岡県青年団連絡協議会長	
6	久保田 力	日本プレイセンター研究会代表 (浜松大学健康プロデュース学部教授)	
7	西条 光洋	都市教育長協議会副会長 (静岡市教育委員会教育長)	
8	杉本 忠重	(社)静岡青年会議所元理事長	
9	鈴木 幸子	子育てサークル育成アドバイザー	
10	鈴木 敏夫	静岡県町村会理事(本川根町長)	任期 ～H17. 11. 20
	望月 俊明	静岡県町村会理事(由比町長)	任期 H17. 11. 21～
11	高木 敦子	アムズ環境デザイン研究所代表取締役	
12	田島 浩子	たごっこパーク代表(地区主任児童委員)	
13	豊岡 武士	静岡県公立高等学校PTA連絡協議会長	
14	長野 蝶子	静岡県地域女性団体連絡協議会副会長	
15	西 雅寛	協立電機(株)代表取締役社長	
16	原田 誠治	(株)静岡新聞社常務取締役	副委員長
17	広瀬 敏通	ホールアース自然学校代表	
18	深澤 正彦	静岡県校長会(静岡市立清水第二中学校長)	
19	松永由弥子	静岡産業大学情報学部助教授	
20	南山 和聖	静岡県社会教育委員連絡協議会副会長 (沼津市社会教育委員長)	

(敬称略)

## 審議経過の概要

開催回	年 月	審 議 内 容 等
第1回	H16. 9. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長・副委員長の選出</li> <li>・ 審議題「次世代をはぐくむ特色ある地域社会の形成」の決定</li> </ul>
第2回	H16. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもをはぐくむ地域教育実践と課題について 事例発表「子どもをはぐくむ地域教育推進事業について」（県社会教育課、富士川っ子が育つ会）</li> </ul>
第3回	H17. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 28期報告について県教育委員会関係各課・室からの意見聴取</li> </ul>
第4回	H17. 3. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年度社会教育関係団体への助成について</li> <li>・ 静岡県次世代育成支援行動計画について</li> <li>・ 28期報告について県教育委員会関係各課・室からの意見聴取（続き）</li> </ul>
第5回	H17. 5. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29期審議の今後の方向性について</li> </ul>
第6回	H17. 6. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29期審議の今後の方向性について（続き）</li> </ul>
第7回	H17. 8. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29期報告に向けての今後の進め方について</li> </ul>
第8回	H17. 9. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29期報告の骨子について</li> </ul>
第9回	H17. 11. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29期報告の内容について</li> <li>・ 市町社会教育実態把握のためのアンケート調査について</li> </ul>
第10回	H18. 1. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29期報告の内容について（続き）</li> <li>・ 市町社会教育実態把握のためのアンケート調査について（続き）</li> </ul>
第11回	H18. 3. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成18年度社会教育関係団体への助成について</li> <li>・ 平成18年度実施事業について（県社会教育課、県青少年課）</li> <li>・ 29期報告の内容について（続き）</li> <li>・ 市町社会教育委員に対するアンケート調査について（続き）</li> </ul>
第12回	H18. 5. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鶴ヶ島市の社会教育について 講師 松崎頼行氏（前鶴ヶ島市教育長）、太田政男氏（大東文化大教授）</li> <li>・ 29期報告の内容について（続き）</li> </ul>
第13回	H18. 5. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町社会教育委員に対するアンケート調査結果について</li> <li>・ 29期報告の内容について（続き）</li> </ul>
第14回	H18. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29期報告最終案について</li> </ul>

報 告 日 平成18年7月31日  
発 行 静岡県教育委員会社会教育課(事務局)  
〒420-8601  
静岡市葵区追手町 9-6  
静岡県教育委員会社会教育課  
電 話 054-221-3160  
FAX 054-221-3362  
ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-08/>